

国民年金保険料の強制徴収について

【取組】

十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、きちんと保険料を納めていただいている方との公平の観点から厳正な対応が必要。

こうした観点から、上記のような未納者に対し、強制徴収の着手を推進しており、対象を逐次拡大していくこととしている。

【実績】

最終催告状を送付した（強制徴収のプロセスに入る）件数。

15年度 9,653件 ⇒ 16年度 31,497件 ⇒ 17年度 172,440件

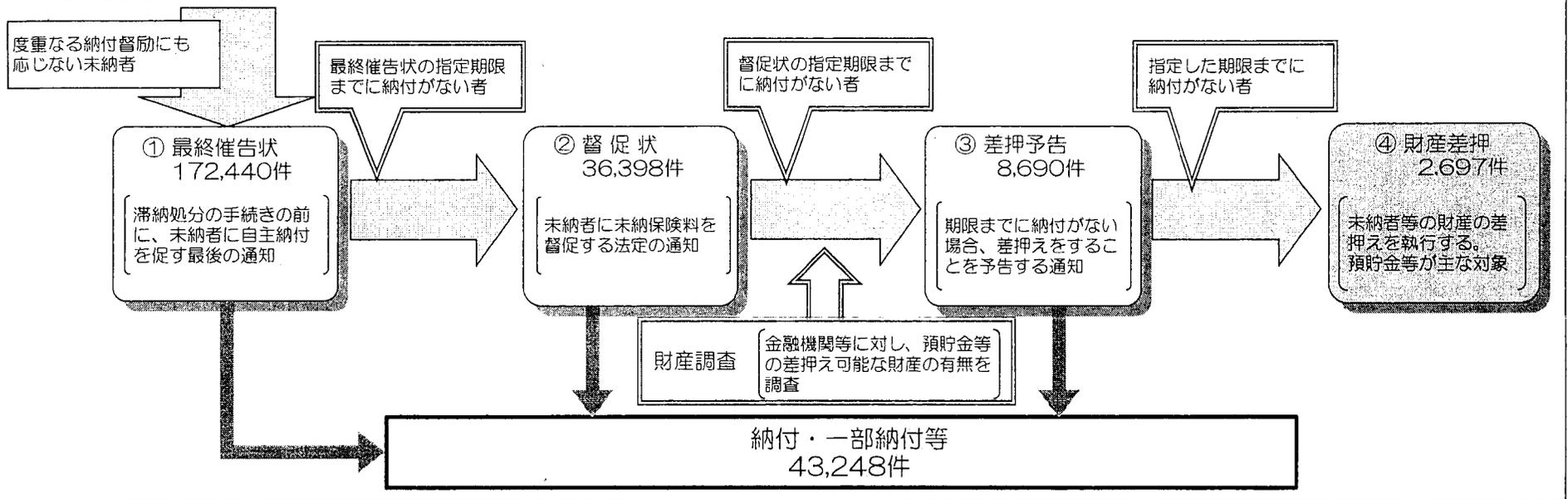
【今後の取組】

18年度は、最終催告状を35万件とし、将来的には人員体制を整えた上で60万件を目標に実施を目指す。

【17年度の実施状況】

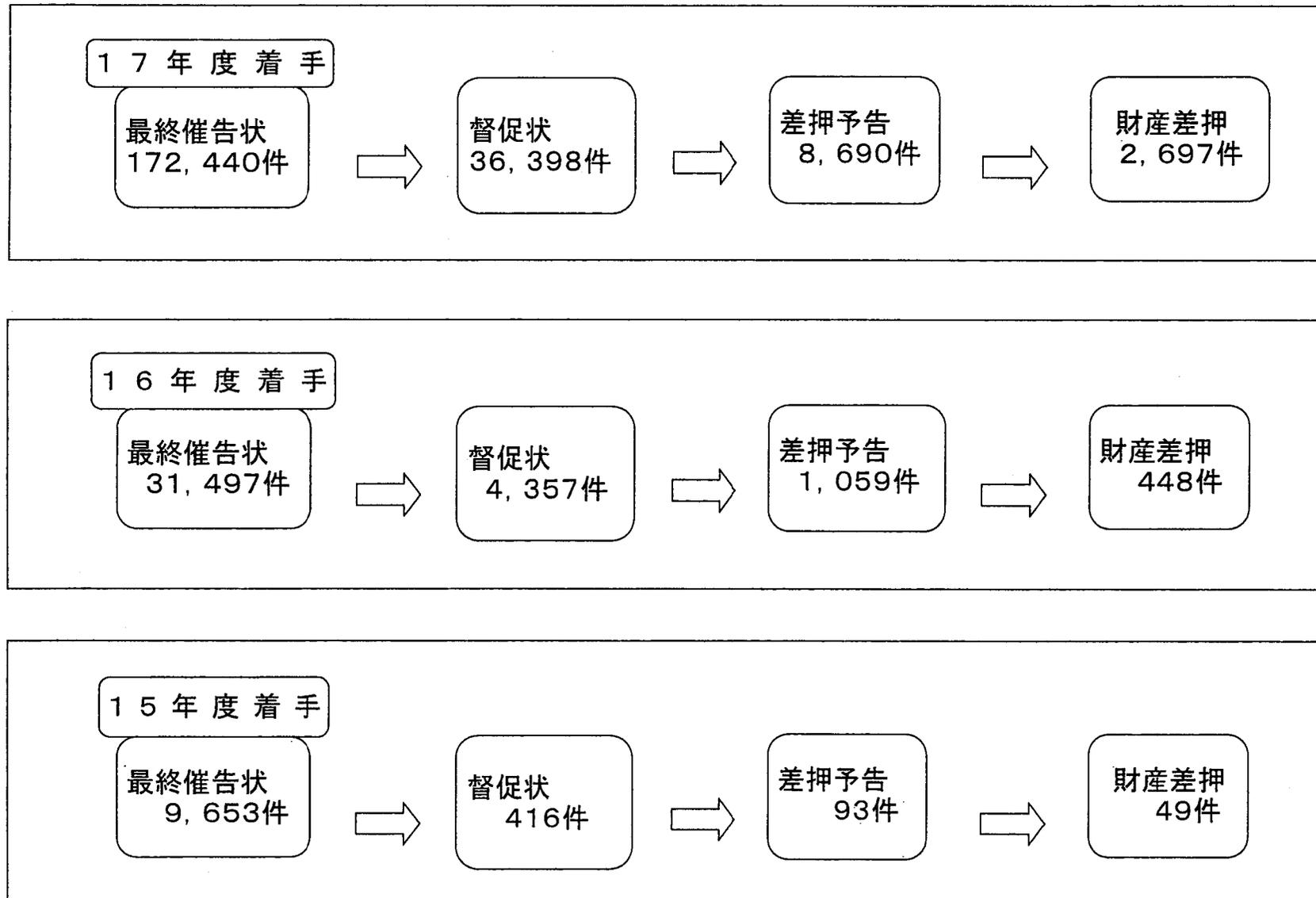
※ 件数は、平成18年3月末現在の状況である。

- 納付 督促
- 電話納付督促
 - 文書(催告状)による督促
 - 面談(戸別訪問)による督促
 - 呼出(集合徴収)案内



国民年金強制徴収実施状況

(平成18年3月末現在)



※国民年金強制徴収については、平成15年度から実施している。

※最終催告状の件数は確定数値であるが、納付誓約等が履行されない者については今後、督促状送付の対象者に移行する。